

平成26年6月13日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 松 田 俊 和 6番 岡 光 廣 7番 吉 富 隆 8番 大 川 隆 城 9番 林 眞 敏 10番 中 山 五 雄
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 八 谷 伸 治 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 江 崎 文 男 総 務 課 長 北 島 徹 企 画 課 長 高 島 浩 介 税 務 課 長 坂 井 忠 明 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健康福祉課長 岡 義 行 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 原 槇 義 幸 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成26年6月13日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙  
日程第2 請願第2号 県道坊所城島線の地盤改良に関する請願  
日程第3 意見書案第3号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る  
意見書（案）  
日程第4 討論・採決  
日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件について  
日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午前9時28分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 選挙第1号

○議長（中山五雄君）

日程第1. 選挙第1号 選挙管理委員及び同補充員の選挙。

選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

選挙管理委員については、武廣健次君、彌弥忠清君、大石尚男君、原和昭君、選挙管理委員補充員につきましては、栗原靖男君、重松信文君、小野照次君、平尾晴久君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました方々を、選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、補充の順序はただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

日程第2 請願第2号

○議長（中山五雄君）

日程第2. 請願第2号 県道坊所城島線地盤改良に関する請願。

これから、提出者より説明をお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。請願につきまして、読み上げて、説明にかえさせていただきます。

---

請願第2号

請 願 書

坊所城島線の地盤改良に関する請願

紹介議員 吉 富 隆

件 名 県道坊所城島線の地盤改良に関する請願

趣 旨 上峰町内を縦断する県道坊所城島線は、みやき町や久留米市、大川市へ通じる基幹道路として重要な役割を担っており、交通量も増加の一途を辿っています。この県道は、本町の圃場整備事業に合わせて拡幅工事が行われましたが、八枚及び江越地区内においてはクレークを埋め立てた所へ道路が拡幅されたために軟弱地盤で、大型車両が通行する際には振動が家屋に伝わり、地震と思わせるような揺れによって沿線住民は多大な迷惑を被っています。

これまで一部の区間で地盤改良を施されましたが、大部分は未着手のままとなっていますので、早期に改善されますよう、町執行部と一体となって県当局に対する働きかけをお願いいたします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成26年4月23日

上峰町議会

議長 中山五雄様

請願者

上峰町大字江迎714番地6

江越区長 若松利彦

上峰町大字江迎580番地1

八枚区長 江頭俊治

上峰町大字江迎874番地

碓区長 碓 恣

上峰町大字江迎1254番地

江迎区長 松永義人

上峰町大字江迎1757番地の2

中村区長 原慎昭

上峰町大字江迎2282番地2

九丁分区長 江口正光

---

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、お諮りいたします。質疑の途中ですが、ただいまの請願第2号は振興常任委員会へ付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### 日程第3 意見書案第3号

○議長（中山五雄君）

日程第3. 意見書案第3号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）、これより提出者より説明をお願いいたします。

○4番（碓 勝征君）

おはようございます。私のほうから意見書案第3号を申し上げます。

---

意見書案第3号

上峰町議会議員 中山五雄様

提出者 上峰町議会議員 碓 勝 征

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

上記の意見書（案）を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年6月13日 提出

---

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）

義務教育制度の35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の3年生以上の拡充が予算措置されていません。日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人～35人以下学級編制が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることの現れであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げています。国民も少人数学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への大事な先行投資として、国の財政を割いて子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人格の完成、人材育成、雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、2015年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望する。

記

1. 国の政策として、少人数学級を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月13日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍晋三様  
衆議院議長 伊吹文明様  
参議院議長 山崎正昭様  
総務大臣 新藤義孝様  
財務大臣 麻生太郎様  
文部科学大臣 下村博文様

---

以上でございます。

○議長（中山五雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、意見書案第3号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第3号を採決いたします。本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、意見書案第3号は可決されました。

#### 日程第4 討論・採決

○議長（中山五雄君）

日程第4. 討論・採決。

議案第33号 上峰町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 平成26年度上峰町一般会計補正予算（第2号）の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 上峰町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

坂井忠明君の退場を求めます。

〔坂井税務課長 退場〕

○議長（中山五雄君）

これより討論を省略して、議案第35号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第35号 上峰町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、議案第35号 上峰町固定資産評価員の選任については同意することに決定いたしました。

しばらくお待ちください。坂井忠明君の入場を認めます。

〔坂井税務課長 入場〕

○議長（中山五雄君）

次に進みます。議案第36号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第36号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、議案第36号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採

決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第36号 上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第37号 上峰町監査委員の選任についてを議題といたします。

これより討論を省略して、議案第37号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

ないようですので、議案第37号 上峰町監査委員の選任についてを採決いたします。本案について同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第37号 上峰町監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

議案第38号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 平成25年度（繰越分）農業集落排水事業〔機能強化〕坊所地区汚水処理施設機械電気設備工事の請負契約の締結についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中山五雄君）**

討論なしと認めます。

これより議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中山五雄君）**

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより討論を省略して、諮問第1号を採決いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

ないようですので、諮問第1号を採決いたします。本件につきましては、田中清美氏を適任とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は田中清美氏を適任とすることに決定いたしました。

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第5. 委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

振興常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### 日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（中山五雄君）

日程第6. 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管事務の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中山五雄君）

起立全員であります。よって、本件につきましては委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成26年第2回上峰町議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。御協力ありがとうございました。

午前9時49分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 橋本重雄

上峰町議会議員 碓 勝 征